

事務連絡  
平成 21 年 6 月 9 日

入国者収容所首席入国警備官 殿（処遇担当）  
地方入国管理局首席入国警備官 殿（処遇担当）  
地方入国管理局支局首席入国警備官 殿（処遇担当）  
地方入国管理局出張所統括（上席）入国警備官 殿（下関、鹿児島）

法務省入国管理局警備課補佐官 磯部 哲郎

被収容者の死亡事故の再発防止に係る速やかな改善について

本年 3 月、被収容者が貸与中の電気ポットの電源コードにより縊首した死亡事故が発生したことから、各収容所及び地方入国管理官署に対しては、本年 4 月 23 日付け法務省入国管理局警備指導官発出事務連絡（以下「警備指導官通知」という。）をもって、同種事案の再発防止を徹底するよう通知しており、各官署において措置が執られていることと思いますが、その対応状況等について、下記のとおり、本年 6 月 12 日まで当職あて報告願います。

記

1 居室内において被収容者に貸与しているコード類の改善状況

（1）改善前の状況

- ア 改善を要した貸与品及び員数
- イ 改善を要した理由

（2）改善後の状況

- ア 改善日
- イ 改善方法
- ウ 改善した員数
- エ 改善効果

（3）改善を予定している場合は、具体的な改善予定の方法及び改善見込み時期

2 居室内に設置している監視カメラの改善状況

（1）改善前の状況

- ア 改善を要した箇所及び台数
- イ 改善を要した理由

(2) 改善後の状況

- ア 改善日
- イ 改善方法
- ウ 改善した箇所及び台数
- エ 改善効果

(3) 改善を予定している場合は、具体的な改善予定の方法及び改善見込み時期